

平成22年度 第5回政治資金適正化委員会 議事録

(開催要領)

1. 開催日時：平成22年12月8日（水） 15時00分～17時20分
2. 場 所：中央合同庁舎第7号館西館 1114共用会議室
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、池田隼啓、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
  - (1) 政治資金適正化委員会における取組み及び検討状況についてのとりまとめ
  - (2) 政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果について
  - (3) 政治資金監査を受けた収支報告書の訂正について
  - (4) 政治資金監査に関する研修実施要領等の改正について
  - (5) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
  - (6) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 政治資金適正化委員会における取組み及び検討状況についてのとりまとめ
- 資料2 政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果【総務大臣分】
- 資料3 政治資金監査報告書の記載について
- 資料4 政治資金監査を受けた収支報告書の訂正について
- 資料5 政治資金監査に関するQ&Aの改定について
- 資料6 「政治資金監査に関する研修実施要領」等の改正について
- 資料7 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況
- 資料8 政治資金監査報告書の訂正について
- 資料A-1 政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項についてのとりまとめの取  
扱い
- 資料A-2 政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項（たたき台）

資料B 政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果【総務大臣分】（詳細）

資料C 政治資金監査報告書の記載内容等に係る課題事例と対応

資料D 平成21年分収支報告書の訂正の状況について

資料E 平成21年度第6回委員会資料C

（参考資料）

平成21年分政治資金収支報告の概要（総務大臣分）

平成21年分政治資金収支報告書（総務大臣分）の要旨の公表に伴う説明資料

総務省ホームページにおける政治資金収支報告書公開ページのイメージ

（本文）

【上田委員長】 ただいまから平成22年度第5回政治資金適正化委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ、御出席を賜りまことにありがとうございます。

議事に入る前に、平成22年度第3回委員会の議事録についてでございます。事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第3回委員会の議事録について、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【上田委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで事務局において適切に管理していただきたいと思っております。

また、平成22年度第4回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同様に御意見等ありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。そして、次回の委員会でお諮りさせていただきます。

それでは、本日の第1の議題「政治資金適正化委員会における取組み及び検討状況についてのとりまとめ」、及び関連する委員限り資料の説明を事務局にお願いします。参事官、よろしくをお願いします。

【村手参事官】 それでは、資料1から御説明をさせていただきたいと思っております。「政治資金適正化委員会における取組み及び検討状況についてのとりまとめ」の資料でございます。

平成19年にさまざまな問題が噴出して、それに対して国民の政治不信が高まったことを受けて、第168回国会で、政治資金規正法の改正が行われ、そして20年4月1日に、政治資金適正化委員会が総務省に設置されたところでございます。

2番目の○でございますが、当委員会ではこの監査制度を円滑にスタートさせるために、監査人の登録や研修、また政治資金監査に関する具体的な指針、いわゆるマニュアルの策定等、政治資金規正法に定められた所掌事務に精力的に取り組んできたところでございます。

この結果、今年11月末までに、初めての政治資金監査を受けた21年定期分の国会議員関係政治団体の収支報告書の要旨が公表されました。

しかしながら、まだ政治資金監査制度はスタートしたばかりでありまして、世界にも類を見ない制度と言われ、監査人にとっても、政治資金監査を受ける団体にとっても、全く新しい取組みであるこの制度を円滑に運営し、国民の間に定着させていくためには、まだまださまざまな課題があるということで、当委員会の委員任期が来年3月まででございますけれども、この制度の円滑な運営と定着を図るために、これまで委員会で御議論を賜った、本委員会の取組みや検討の状況、今後の方向性について、委員任期の満了時までには総括的にとりまとめを行い、今後の委員会の検討に資するとともに、国民に明らかにすることが適当であるということで、とりまとめをするんだというメッセージを発していただければと思っております。

次に、委員限り資料の資料A-1でございます。前回は議論していただいた「政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項についてのとりまとめの取扱い」でございます。

2つ目の○でございますが、前回の委員会では、当該事項について、当委員会の今回の委員任期満了時までには一定のとりまとめをすべく、引き続き検討を進め、時期や内容を選びつつ、必要に応じ、委員会の検討経過の公表又は建議を行うことについて検討を行いました。

先ほど申しましたように、当委員会の今回の委員任期の満了時までには、委員会の取組み状況等について、総括的にとりまとめを行うということが適当であることから、この収支の報告及び公開に関する重要事項のとりまとめにつきましては、任期満了までに建議すべき事項が出てきたもの以外は、内容を選びつつ、委員会における全体の取組み及び検討状況のとりまとめの一環として盛り込んで、一体として公表することとしてはどうかという御提案でございます。

裏面に、そのとりまとめイメージを掲げております。「はじめに」と、そして「登録政治資金監査人の登録及び研修状況」、また3番といたしましてマニュアル、4番といたしまして「権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針」、5番目といたしまして「政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項」といったような形でまとめたかどうかということでございます。

今回、資料A-2といたしまして、この5番のところの「政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項」についてのたたき台をお示ししてございます。(6)の収支報告書の訂正手続きについては、別資料で検討させていただきますので、A-2からは外してございます。

それでは、A-2について、順次御説明をいたします。「政治資金の収支の報告及び公開に関する重要事項(たたき台)」でございます。

(1)「領収書等」の必要記載事項でございます。現在の取扱いといたしましては、支出の目的、金額、年月日の3事項を記載した「領収書等」の徴収を義務づけられております。この徴収義務は、政治団体の会計経理の厳正を期し、不正な記載や報告を防止することを目的としております。義務違反があった場合は、規正法により罰則対象となります。

この「領収書等」の定義については、以下の点が指摘されているとして、2つの点を挙げております。

1つ目の点が、必要記載事項として3事項のみが記載されていて、発行者情報が明示的に要求されていないということでございます。しかし、規正法上、3事項に加えて発行者の氏名・名称、住所・所在地の記載が会計帳簿に、また収支報告書に求められているところでございます。ここら辺についても確認することが適当ではないかという点も指摘されているところでございます。

また、2番目でございますが、「支出の目的」の記載に欠ける領収書については、商慣習上広く流通してございます。税法上も、「支出の目的」を記載された他の書面と併せて支出を証する書面として取り扱われているところでございます。規正法上の解釈・運用上、1つの書面上に3事項が記載されていない場合には、「領収書等」として取り扱わない扱いになっておりますが、このような場合には、改めて領収書への追記や再発行を求めるということで、大きな負担が生じているような現状がございます。

これについて検討の方向性ということで、委員会としての方向性をお示しただけならというのが2ページ以降でございます。

1 番目の「支出を受けた者」、発行者情報を必要記載事項とすることについてでございます。まず氏名・名称でございますが、領収書等の真正性にかかわる重要な情報でございますので、税法においても支出を証する書面としての必要な情報とされています。実態としても、ほとんどの場合これが明記されている事例が多いものと考えております。ただし、前回の委員会でも御報告させていただいたとおり、洗車機の領収書など、少額の支出について、この支出を受けた者の氏名・名称が記載されていない書面もある実態を報告させていただいたところでございます。

また、次の住所・所在地でございますが、実在性を補完する情報ではありますが、税法では、消費税法で高額領収書の交付を受けなかったときに帳簿記載が求められるものの、一般的に記載が求められていません。また、少額領収書等で住所を記載していない領収書も多く作成・流通している実態が存在いたします。

こうした現状を踏まえて、当委員会では、マニュアルにおいて、政治資金監査上、高額領収書等のうち氏名・名称や住所など、発行者に関する事項の記載がない場合又はあいまいである場合には、当該領収書等が真正なものであることを会計責任者等に確認する取扱いとしたところでございます。これについては、9月の改定に伴って、新たに盛り込んだ項目でございます。

さらに進んで、これらの事項を領収書等の必要記載事項とすべきかどうかにつきましては、国会議員関係政治団体においては、すべての支出に領収書等の徴収義務が課せられていること、また、必要記載事項の規定というのはすべての政治団体に適用されることなどを踏まえつつ、次のとおり、検討を進めることが適当だということでございます。

アとして氏名・名称でございますが、必要記載事項として取り扱うことについて、商取引における実態上、これらの記載を義務付けることが困難な事例、洗車機の三レーンのような事例というものをさらに検証しつつ、それらの事例の取扱いをどうしたらいいのかという取扱いも含め、検討を行ったかどうかということでございます。

また、イとして、住所又は所在地でございますが、商取引における実態上、特に少額領収書等について記載がないものも多く作成・流通していること、また税法上も必要記載事項とされていないことなどを踏まえつつ、記載の義務付けの当否、またその範囲等について検討を行っていったらどうか。なお、会計帳簿における必要記載事項から住所を外すべきとの議論、後ほど出てまいります。その関係にも留意する必要があるとしてございます。

3 ページをお願いいたします。3 ページは2 番目の問題点でございますが、単一の書面に3 事項のすべては記載されていない場合、これらについて記載のある請求書等他の書面と併せて、支出を証すべき書面として取り扱ったらどうかということでございます。實際上、支出の目的の記載に欠けた領収書も多く作成・流通する実態があるというようなことで、また、税法上も課税控除の対象となる支出について、より広い複数の書面で必要記載事項を確認することを認めているということでございます。

規正法上も一つの書面にすべての事項が記載されていない場合、一律に領収書等が存在しないものとして取り扱うのではなくて、当該書面と相互の関係性を確認できて、かつその書面と併せて、領収書等と同程度に実在性を担保できる書面で、必要記載事項が補完的に確認できる場合、両書面を合わせて領収書等として取り扱い、国民の監視と批判のもとに置くという取扱いも想定されるということでございます。

一方で、税法における証拠書類が保存しておくべき書類ということであるのに対して、規正法上の領収書等は、収支報告書に併せて写しを提出したり、保存する。また、情報公開請求や少額領収書等の写しの開示請求に応じて公開するといったことの対象書類でございますので、提出・保存書類の増加による関係者の事務負担の増大等の観点も配慮する必要がありますということ です。

・の3 目でございますが、当委員会では、マニュアルにおいて、必要記載事項に不備のある領収書等に係る支出について、領収書等と請求書等が一体として保存され、会計責任者から示された場合は、これらの書面の記載事項を併せて支出の状況の確認に活用できるといふことといたしました。

さらに進んで、会計責任者に徴収義務、保存、提出義務が課せられる領収書等について、単一の書面に必要記載事項が記載されていない場合、必要記載事項を補完する他の書面と併せた複数書面でもよいということについては、関係者の事務負担とか、また国民の目から見た透明性の確保といった観点に留意して、検討を進めることが適当であるとさせていただいております。なお、その際には、登録政治資金監査人から、振込明細書についても支出目的が請求書等で確認できれば足りるのではないかという意見も多くいただいております。これらについても、併せて検討を進めることが適当であるというふうにさせていただいております。

4 ページ、5 ページ、6 ページ、7 ページに税法の事例ということで参照条文を引いてございます。

次に8ページをお願いいたします。(2)金銭を伴わない収入又は支出の記載方法でございます。

現行の取扱いということで、規正法上、収入・支出は、金銭、物品に限らず、財産上の利益の收受・供与とされております。これについてすべて公表し、国民の批判に委ねる趣旨でございます。

したがって、例えば、政治団体が労務や事務所等の無償提供を受けた場合、政治団体には財産上の利益があるということで、会計帳簿や収支報告書にはこれらを時価で見積もった金額を寄附による収入として計上する。同時に、便宜的に同額を支出に計上するという扱いになっております。

また、例えば、政治団体が他の政治団体等に労務等の無償提供を行った場合、他の政治団体に財産上の利益が供与されているということから、会計帳簿や収支報告書には、これらを時価で見積もった金額を寄附による支出として計上し、便宜的に同額を収入に計上するという扱いとなっております。

検討すべき事項といたしまして、この扱いというのが非常に煩雑であって、また事務担当者等の理解を得られにくく、事務負担軽減を求める声も多いということ。また、ダミー支出という便宜上の支出についても混じっているということで、収支の状況を的確に表していると言えるのかどうかといった指摘もございます。

検討の方向性といたしましては、収支のすべてを公開するという政治資金規正法の趣旨からすると、金銭を伴わない収支についても、やはり記載が必要であって、特に寄附については総額制限がかかってまいりますので、重要であると考えられるとしてございます。

一方、金銭を伴わない収支を計上する場合の会計上の便宜的処理は煩雑で、理解が得られにくいということもあります。収支の状況をよりの確に表す観点から、今後、例えば会計帳簿や収支報告書の様式を見直して、金銭の支出を伴うものと、それを伴わないものとに記載欄を分けて、便宜上の収支の計上を要しないものとするなどの検討を行うことが適当であるとさせていただきます。

10ページをお願いいたします。(3)前払式証票による支出の記載方法でございます。プリペイドカード等によつての物品の購入でございます。

規正法上、支出とは先ほども申しましたように、金銭、物品、その他の財産上の利益の供与又は交付ということでございます。商品券、プリペイドカード、前払式電子マネー等の前払式証票による支出といったものについては、当該前払式証票を購入する時点と物品

を購入する時点は異なるということで、現金の流れを記載しつつ、同時に収支の状況を明らかにするという2つの目的を満たすものとするため、まずプリペイドカードを購入した時点で現金の支出があったということで支出を立て、さらにそのプリペイドカードで物品等を購入した時点で、物品等の購入ということで支出を立てて、同額を収入に計上するという取扱いが情報提供されているということでございます。

検討すべき事項として挙げてございますが、これの扱いについてもわかりにくいということで、先ほどと同じ書きぶりをさせていただいております。

検討の方向性といたしましては、当委員会で、交通事業者が運営する電子マネーにつきましては、金銭をチャージし、交通費として使用する場合には、1回の支出金額が少額であること、また利用目的が限定され、支出の目的が明確であることから、チャージした時点で支出した金額のみを「その他の経費」に計上する方法で、現金の流れを記載しつつ、同時に収支の状況を明らかにするという2つの目的を満たせるということで、簡易な記載方法として認めることが適当である旨の見解を出していただきました。所管庁においては、この見解を踏まえて、この簡易な記載方法について周知を図っております。

前払式証票による支出というものは、それを購入する時点の相手・目的、日時と、これらを用いて実際に物品等を購入する時点の相手・目的、日時が異なる。基本的に現金の流れを記載しつつ、同時に収支の状況を明らかにするという2つの目的を満たすためには、2つの時点での支出情報を明らかにする必要があると考えますが、便宜上の収入の計上をすることは、やはりなかなか理解が得られないということでございます。

現時点では利用できる取引の範囲が限定されているカード等も、だんだんとその範囲が広がっていくことも予想されるということで、例えば今後、会計帳簿や収支報告書の様式を見直して、金銭の支出を伴う通常の物品等の購入に関する記載欄と、前払式証票の利用により、金銭の支出時点の相手・目的、日時と物品等の購入時点の相手・目的、日時が異なる場合の物品等の購入に関する記載の欄を分けて、便宜上の収入の計上を要しないものとするなどの検討を行っていったらどうかとしてございます。

12ページに、20年度の第8回の委員会で示していただいた見解を載せてございます。

13ページでございますが、(4)後払式証票及びクレジットカードによる支出の記載方法でございます。これにつきましても、今と同じ形の御提案又は現状ということでございます。鏡みみたいな形になるわけですが、クレジットカードによる支出につきましては、クレジットカードで物品等を購入した時点で支出を計上し、またカード会社にその代



金を払った時点で再度金額を計上して、その時点で同額を収入に計上するという取扱いが情報提供されているということでございます。これらについても、やはりいろいろ煩雑で、事務負担軽減をしてくれという声も強く、また収支の状況を的確に表しているとは言えないのではないかと指摘もございます。

当委員会では、E T Cカードによる支払いについて、高速道路料金の支払いに限定されているということで、カード会社に支出した時点1回のみで、2つの目的を満たすことができることから、簡易な記載方法として認めることが適当である旨の見解を出していただいたところでございます。所管庁においては、この見解を踏まえて、この簡易な記載方法について、現在周知を行っております。

さらに当委員会では、政治団体からの意見も踏まえて、E T Cカード以外のクレジットカードについても、現金と同様に広く利用されて、支払いまでの期間が比較的短期であること、また、クレジットカードを利用した際に発行される書面が領収書等として一般に認知されていることなどを踏まえて、物品の購入時点で支出の目的ごとに支出額を計上する簡易な記載方法を認めることが適当であるとの見解を表明していただいております。この見解を踏まえて、「一括払い」の場合には、このような簡易な記載方法で差し支えないとの考え方を所管庁では示されて、その考え方を周知されているところでございます。

後払式電子マネーやクレジットカードによる支出につきましては、物品等を購入する相手・日時と、後日、金銭を支出する相手・日時が異なるため、基本的に法が求める2つの目的を満たすためには、2つの時点での支出情報を明らかにする必要があると思いますが、やはり便宜上の収入を計上することは煩雑であり、また理解が得られにくいということで、同じように、例えば今後、会計帳簿や収支報告書の様式を見直して記載欄を分離した形で、ダメーと申しますか、便宜上の収入の計上を要しないものとするなどの検討を行っていったらどうかという御提案をさせていただいております。

15ページ、16ページが、今、御説明の中で出てきました委員会の資料でございます。

17ページでございます。(5)会計帳簿への相手方住所の記載でございます。会計帳簿の住所記載については、検討すべき事項のところでございますが、以下の点が指摘されているということです。

1つ目ですが、領収書等に支出を受けた者の住所が記載されていない場合など、事実上、社会通念上、支出を受けた者の住所の特定が困難な場合、コインパーキングや個人タクシーといった場合や、領収書等に支出を受けた者の住所が記載されていても、直営店かフラ

ンチャイズ店かといった、当該住所が主たる事務所であるかどうかの判断が困難な場合がございます。

また、2つ目ですが、民間企業をはじめ、一般的に会計経理の実務において、支出を受けた者の住所は必ずしも重要な情報ではないということで、内部管理用の帳簿であります会計帳簿にまで、住所記載をすることは大きな負担を課すこととなるとの意見も寄せられているということでございます。

検討の方向性といたしまして、1番目の支出を受けた者の住所又は主たる事務所の所在地を記載することは極めて困難な場合の対応ということで、委員会では、マニュアルにおきまして、事実上、社会通念上、支出を受けた者の住所の特定が困難な場合には、住所不明又は一部を省略した住所が記載されていれば、また主たる事務所の所在地かどうかの確認が困難な場合には、いずれかの住所が記載されていれば、政治資金監査においては記載不備とは扱わないことが適当であるとの見解を示していただいております。

上記のような場合まで、会計責任者に対しても支出を受けた者の住所又は主たる事務所の所在地の記載を求めることは、必要以上の負担を課すことになると考えられるため、今後、一定の場合には、住所の記載を求め難い理由を記載することで代えるなどの対応を検討していくことが適当であるということとさせていただきます。

次に、会計帳簿への住所記載の省略についてでございます。まず案を4つ立ててみました。これについては平成21年、昨年4月の委員会で建議案ということでも御審議いただいた項目でございます。今回、4つの案を示させていただきます。

案1でございますが、「支出の実在性の担保」ということで、政治資金規正法において、政治団体の会計責任者に対して、会計帳簿の備付け、記載が義務付けられている趣旨は、支出の実在性を担保することにあると考えられる。

このような趣旨にかんがみた場合、国会議員関係政治団体については、すべての支出について支出の裏付けとなる領収書等の徴収が義務付けられ、さらに政治資金監査によって、すべての支出の突合が行われるといったことから、仮に支出を受けた者の住所まで会計帳簿に記載されていなくても、実在性の担保の趣旨を著しく損なうことにはならない。不正な記載や報告は防止されるものと考えられる。

したがって、国会議員関係政治団体については、領収書等が徴されている支出については、会計帳簿への支出を受けた者の住所記載の省略を認める方向で検討していくことが適当であるとしてございます。

なお、国会議員関係政治団体以外の政治団体については、領収書等の徴収が5万円以上でございますし、また政治資金監査も経ていないということで、従前どおりの取扱いとすることが適当であるとさせていただいている。これが案1ということです。

案2でございますが、これについては「支出の実在性の担保」のところは、案1と同じ記述でございますので、2番目の○の「収支報告すべき情報としての役割」のところを御覧いただきたいと思います。ただし、国会議員関係政治団体については、収支報告すべき支出の範囲の拡大を図る観点から、人件費以外の経費で1件1万円を超える支出については、収支報告書に支出の明細として、住所記載をすることとされています。

したがって、収支報告書に明細が記載されることとなります人件費以外の1万円を超える支出については、いずれにせよ住所把握が必要であるということで、その収支報告が適正なものであることを担保する観点から、会計帳簿に支出を受けた者の住所を記載していることが適当であると考えられるとして、したがって、国会議員関係政治団体については、人件費及び1件1万円以下の支出で、領収書等が徴されているものについては、会計帳簿の住所記載の省略を認める方向で検討していくことが適当であるとさせていただいております。

なお、国会議員関係政治団体以外の政治団体については、案1と同様に、従前どおりの取扱いとすることが適当であるとさせていただいております。

次に、案3でございます。「支出の実在性の担保」の理由付けは同じでございます。20ページ、2番目の「収支報告すべき情報としての役割」の・の2つ目以降で、案2と変えてございます。

「したがって」のところでございますが、人件費以外の経費で1万円を超える支出については、いずれにせよ住所把握が必要であり、その収支報告が適正なものであることを担保する観点から、収支報告書に住所記載する前提として、会計帳簿でなくても、いずれかの書面に当該住所が記載されていることを必要とすることが適当。しかしながら、その記載は必ずしも会計帳簿でなくとも、領収書等に記載されている場合には、重ねて会計帳簿に記載することは要しないものとするのが適当であるという理由付けをいたしまして、案2の扱いに加えて、政治団体全般について、領収書等に住所記載がある支出については、会計帳簿への支出を受けた者の住所記載の省略を認める方向として、検討していくことが適当であるとさせていただいております。

次に、案4でございますが、そもそもということで、「会計帳簿を備える意義」というの

は、政治資金の収支状況を常に明確にしておくことにある。このような趣旨にかんがみした場合、住所の記載がなくとも、支出の状況を明確にしておくという趣旨を著しく損なうことはないものと考えられる。したがって、政治団体全般について、会計帳簿への住所記載の省略を認める方向で検討していくことが適当であるという案でございます。

22ページから26ページまで、21年の第1回委員会の資料を添付してございます。

27ページでございます。(7) 収支報告書に記載すべき支出の区分でございます。

検討すべき事項の1番目でございますが、収支報告書に記載すべき支出の分類基準について、個別具体の支出の分類についてわかりにくい部分があって、政治団体からの問い合わせも寄せられております。

これについての検討の方向性についてでございますが、個別の具体的支出の分類基準や記載方法については、当委員会でも大分議論いただいて、その見解も踏まえながら、政治資金課において、国会議員関係政治団体の収支報告の手引を新たに作成いたしまして、周知が図られているところでございます。これの適宜充実を図っていくことが適当であろうということでございます。

検討すべき事項の2番目の支出項目の区分について、「経常経費」と「政治活動費」の区分、性質別となっている「経常経費」の区分、目的別となっている「政治活動費」の区分等について見直すべきとの意見も寄せられているということで、検討の方向性の2番目でございますが、この区分の見直しについては、国民から見て政治団体の活動実態が把握しやすくなるものとして、政治団体が自ら支出の分類を行いやすくするなど、会計上の事務負担にも配慮したものとする視点を踏まえて、政治団体が正しく記載できて、かつ政治団体間において記載内容の比較可能性を確保することを前提としながら、検討を進めることが適当であるとさせていただいております。

さらに、また、この際には、政治団体の区分により収支報告書の記載範囲が異なることに留意することが必要であるとさせていただいております。

次に28ページ、(8) 業務制限の範囲でございます。業務制限の範囲につきましては、法律又は施行規則によって、法定の業務制限が定められております。検討の方向性のところでございますが、マニュアルにおいて、自ら作成・徴取した収支報告書や会計帳簿等の関係書類について、自ら政治資金監査を行うこととなる場合は適当ではないとしていただいております。また、この場合、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は、政治資金監査報告書において国民の目に明らかになることに留意するよう、注意を喚起して

いるということでございます。現在、このような形でマニュアルに記載をしていただいているところでございます。

規正法に基づく業務制限の範囲については、実際の監査において、問題となる実例がどの程度出てくるかを見極めながら、他法令も参考にしつつ、検討を進めることが適当であるとさせていただきます。

29ページから31ページまで、公認会計士法に基づく業務制限について、厳しい例ということで挙げさせていただいております。

32ページでございます。(9)年の途中において国会議員関係政治団体でなかった期間がある政治団体の政治資金監査等でございます。年度途中に国会議員関係政治団体でなかった期間がある政治団体について、そのなかった期間の監査の対象について、法律上あまり明確ではない部分がございますが、当委員会のマニュアルにおいて、対象を明らかにして、明確化を図っていただいております。実務はそれに応じて動いておりますので、差し支えない取扱いとなっていると考えております。

33ページのところですが、今後、法改正が検討される際には、その取扱いの明確化についても検討することが適当であるとさせていただきます。

最後に、34ページの(10)その他の事項でございます。収支報告書のインターネット公表についてでございますが、19年の法改正により、一定の法律上の環境整備が図られまして、現在、総務省と8都府県でインターネット公表が行われるに至っております。

このインターネット公表について、義務付けを検討すべきという意見もあるということについてですけれども、インターネット公表のための事務作業や機器等の導入などの負担というのは小さくなってきていると。インターネット公表を実施する団体が増加しつつある中、規正法の趣旨やインターネット公表のために講じられた法律上の環境整備の内容や、また、財源措置の充実の状況についての都道府県の理解の促進に努めることによって、都道府県選管のインターネット公表の促進を図ることが適当であるとさせていただきます。

インターネット公表の義務付けについては、その状況を見極めながら、国会において検討されるべき課題と考えられるとしたらどうかということでございます。

また、さらに収支報告及び公開に関するその他の重要事項として、収入に関する政治資金監査や企業会計方式の導入についても指摘されていますけれども、これらの点については、収支の公開のあり方にかかわる事項であり、政治活動の自由との関連等、まずは国会

において議論されるべき課題と考えられるというふうにしたらどうかということでございます。

以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、あるいは御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

今まで当委員会で話題といいますか、議題となったものをまとめていただいたんですけども、牧之内委員、何か御質問は。

【牧之内委員】 取扱い、たたき台と書いてありますが、先ほどのイメージがあって、その一部を構成していくことになるんでしょうけれども、その場合に1案、2案、3案、4案というのがありますよね。それは今これから議論をして、案を絞るということですか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【村手参事官】 できれば議論して、案を絞った形の方が見栄えはいいのかなと思っております。今回これを発表していく時期ではございませんので、前広な形でいろいろな案をお示しして、議論に供するという形で、4つの案を示させていただいたところでございます。

委員会における議論を深めていただいて、その結果を公表する形にしていったらどうだろうかと考えています。

【江村事務局長】 委員長。

【上田委員長】 事務局長、どうぞ。

【江村事務局長】 4つもありますのはさすがに多いかと思えますけれども、必ずどうしても1つの方向ということではありません。議論がまとまりませんでしたら、いずれかで適宜検討ということもあろうかと思えますけれども、4つというのはちょっと多いかと思えますので、もう少し御議論を賜ればと思っております。

【上田委員長】 谷口委員、どうぞ。

【谷口委員】 まず(7)でございますが、この支出区分について、これは過去の委員会でも私は繰り返し必要性を強調してきたところでございまして、このたたき台の中にも大幅に私の意見を取り入れていただけていると思います。記録にとどめる意味で、この必要性は大きいという点を、この場で繰り返させていただきたいと思えます。

それから、ただいま御議論になりかけている(5)についてであります。私はそもそも議論としては、本来はこの複式簿記の導入を含めた法改正、抜本的な改革というもの

が必要であると考えております。

しかしながら、現行の枠組みを大きく変えない範囲内での対応ということであると、私の理解している限りにおいては、会計帳簿というものを日々会計責任者がつけていて、それを要約版という形で収支報告にまとめるという会計帳簿と収支報告の関係になっていると思います。その関係を維持せずに、収支報告の方に会計帳簿より、より詳細な記載をしなくてはならないというようなルールに変えてしまうと、これは政治団体における記載ミスというものを助長しかねない危険性があると思います。

そういった観点から、私自身としては案4にもものすごく魅力を感じるのでありますけれども、今、申し上げた観点からすると、案2又は3を若干修正したものが現実的なのかなと私自身は考えております。

【上田委員長】 小見山委員。

【小見山委員】 谷口委員の発言に私も賛成なのですが、ここで質問をさせていただきたいのは、一般の企業はもうコンピューターで記帳されている方たちが多くございます。その場合に、一度インプットしますと、最終的な収支報告書まで帳簿も同じような形で出てくるのではないかと考えるのですが、皆様の把握している国会議員関係政治団体の中で、どのぐらいの割合でこのような形でコンピューターを使っていらっしゃるかというようなことを、今後、調べられる可能性などもあるのでしょうか。

【上田委員長】 参事官。

【村手参事官】 現状についてどの程度というのは、実際把握していません。今、総務省で提供している会計帳簿のソフト、委員会においても御披露させていただいたものについて、大分導入していただいているというお話も聞いておりますが、ただ、補助簿、日計表から毎日記帳していけば、すべて流れるようにはなっているんですけども、毎日本当に記載していただいて、その事務をしていただいているかどうかというのは定かではないと思っています。

今後、調査をするかどうかについては、委員のそういった御指摘も踏まえながら、ちょっと検討してみたいと思います。

【上田委員長】 小見山委員、どうぞ。

【小見山委員】 小見山です。そのようなツールを使うことによって、ミスが減ることが確認できれば、案4は非常に魅力的だと思うのですが、まだその途上であるということになりますと、やはり法律で規定されているものでもございますし、私も極端に案

4で終わらせるようなこともなかなか厳しいのではないかと思いますので、案2とか案3という形になってくるのではないかなという気がいたします。

【上田委員長】 ほかに御意見はございますか。牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 そもそも(5)の問題は、会計帳簿に相手方の住所まで書かせるようなのは、民間企業だってやっていないんだから、それは過重な負担を負わせているのではないか、しかも会計帳簿という内部文書で、表にも出てこないものであり、担保の手段もないというようなことがあり、そして実際の監査人の方々からもそういう意見が多く寄せられたということで、何とかそこらの解決ができないかということが問題提起だったと思いますが、今、この案1とか2とかを見ますと、領収書で住所等が記載されているのだから、そこで支出の実在性というものが担保できるではないか、だから領収書との関係において、会計帳簿に記載しないでよいことにしているのではないかという考え方になっていると思うんです。

そうしますと、先ほど谷口委員が言われた会計帳簿というのは日々つけるものであって、それを要約したのが収支報告書だという考え方だとすると、ちょっと違った結論になるのではないかなと思います。私は、会計帳簿は備忘録といいますか、どうせ収支報告書を出さなければいけないんだけど、それに備えて、いろいろなものを日々つけておく。そして、収支報告書に住所を書いて出さなければいけないというのであれば、住所も書いておく必要があるものもあるし、あるいは振り返って領収書でその住所がわかるというのであれば、それは書かないでも済むというようなものとして位置付けることができないんだろうか。

ということで、領収書との関連だけでいわゆる国会議員関係政治団体以外のものは従前のおりというような差を設けていくというのは、何かこの考え方が一貫しないのではないかなという感じを受けるものですから、思い切って案4というものはあるのではないかなという感じがするんです。

案4まで行くのは飛び過ぎだよということになると、それでは、案1や案2は全体の整合性をどうとるのかなというのが、まだ自信が持てないという感じです。感想だけで申しわけありません。

【上田委員長】 この問題は今日議論してもおそらく結論は出ないような気もするのですが、さらにまた機会があるごとに議論をしつつ……。

【牧之内委員】 会計帳簿の位置付けをどうするのか、どう考えるかということだと思



うんですけどね。今の法律上は非常に重い位置付けがされている。しかしながら、実態的に、あるいは扱いとしては非常に軽いものになっているということですよ。

【上田委員長】 会計帳簿というのは、要するに会計責任者と監査人以外でだれが見ることができるんですか。参事官、質問して申しわけないけれども。

【村手参事官】 今までは本当に内部用の情報ということで、法律上の建付は、牧之内委員が言われたように、会計帳簿というのをきっちり備え付けて、重い扱いとして、それをもとに収支報告書を書いていくということだろうと思うんです。

ただ、内部用の文書なものですから、委員長がおっしゃるように、見る方は会計責任者ぐらいのものだったということだろうと思うんです。だから、法律上の扱いと実際上の扱いが落差があったのかもしれないと思います。今回、政治資金監査制度が導入されまして、また法律の会計帳簿を前提とした建付の中で、会計帳簿を中心とした確認というものをすることが、法上定められてきましたので、国会議員関係政治団体に関しては、今までの会計帳簿の性質というものが変質したような形にはなっているかと思います。

お答えにはなっていませんけれども、そのような……。

【上田委員長】 小見山委員、どうぞ。

【小見山委員】 そもそも質問で申しわけないんですけれども、これは収支報告書の支出のところに住所を書くんですよね？

【村手参事官】 はい。

【上田委員長】 そうです。

【村手参事官】 普通の政治団体であれば5万円……。

【小見山委員】 以上なら書きますよね。というのは、私は監査をされている方たちも、まずそこを知っていただきたいのですが、いわゆる帳簿が普通の企業と違って、何で住所を書かせるんだと、これは素朴な疑問でよくわかるんです。収支報告書に住所が書いてあること自体も不思議なんです。普通の決算書にそんなものは書いていませんから。つまり、収支報告書に住所を書かせるというところがスタートラインで、だからそれをまとめる前の帳簿にも住所を書きなさいというのは流れだと私は思うんですね。

その住所は領収書から書きなさいというふうな形になっているということなので、もともと一番最初の収支報告書に住所を書かせるところが、一般の決算書とは異なっているということなので、収支報告書自体が非常に特殊なものであるところから、会計帳簿も特殊なものなんですというふうに私は理解しているところでございます。

【村手参事官】 おっしゃるとおりだと思います。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 収支報告書の前提としての会計帳簿が収支報告書をつくるに当たって、材料がすべてそこに網羅されているものでなければいけないのかどうかということですよ。今はその前提で法律ができていているということなのではないでしょうか。

今の案1とか2とかいうようなものは、会計帳簿には書いていないけれども、領収書がそれを代替するという考えですよ。

【村手参事官】 はい、領収書があれば。

【牧之内委員】 領収書があれば書かなくていいと。

【村手参事官】 実在性が担保できるという。

【小見山委員】 領収書も公表されるのでということですね。あ、そうか、帳簿は関係ないか。領収書は書かなければならないからね。

【牧之内委員】 ええ、1万円以下のものも入っていますから。

【江村事務局長】 そういう意味では、収支報告書に明細を書くものと書かないものがあるものですから、書かないものの方が意味額は少なくて軽微なので、会計帳簿には収支報告書に必要なものだけ書くのかという、収支報告書に書くものだけ会計帳簿にも書いて、それ以外の少額なものは書かなくていいというふうになるのか、それとも実在性の観点から考えれば、むしろ収支報告書にも書かないぐらいのものはせめて会計帳簿ぐらいは書いておいてくださいという考え方もあろうと思いますので、そこら辺はまたなかなか簡単にいかないというのものもあるかと思うんです。

【上田委員長】 谷口委員がおっしゃったように、一体会計帳簿というのは何のために存在するかということになってしまいうんですよ。

【牧之内委員】 非常に重たいものだという位置付けをすれば、一般の国会議員関係政治団体以外のものは従前どおりだよということになっていくんだらうと思うんですけど、ただそっちの方がより軽微だから、収支報告書にも記載されないし、監査も受けないんでしょうと。そっちの方をより厳しい仕組みにするというのはどうなのかねと、そここのところがちょっとすんなり来ないですねということです。難しいですね。

【上田委員長】 この問題は今日はこの程度で、また機会があるごとに議論していただくとして、参事官、どうぞ。

【村手参事官】 今日の議論も踏まえて、次回委員会でさらに、それまでにまた御意見

もいただきながら、ちょっとブラッシュアップした形のを提出したいと思いますので、それまでにぜひまた御指摘賜ればと思います。よろしくお願いします。

【上田委員長】 次に、第2の議題の「政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果について」、及び関連する委員限り資料の説明を事務局にお願いします。

参事官、お願いします。

【村手参事官】 それでは、資料2、3、資料B、Cに基づいて、御説明をさせていただきます。

資料2が公表用のペーパーでございまして、「政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果」ということで、総務大臣分の内容をまとめさせていただいております。公表用にコンパクトにしたものでございまして、資料Bがその中で問題となる事例又は注目すべき事例といったものを抽出したデータをまとめたものでございますので、資料Bから御説明をさせていただきたいと思います。

全体概要でございしますが、852の監査報告書の提出がございまして、その中で記載例(1)で提出があった団体が779、記載例(1)というのは問題がない記載でございします。記載例(2)で提出があった、会計帳簿の記載不備があった団体でございしますが、この18団体と一番下の(2)と(3)が複合した形の提出があった9、合わせて27ということになります。記載例(3)で提出があった団体、すなわち支出の裏付けとなる書類が存在しない団体というのが46と下の9、合わせて55団体ということでございます。

Ⅱの監査の概要の項でございします。監査の概要において、(1)と(3)の記載例の関係書類の一部を記載していないものが55件あったということです。(1)、(3)というのは監査対象となる書類について、これこれこれを見て監査しましたという表明をしていただく部分でございしますが、それが55件が一部を記載していなかったということ。それから、下の184件が主たる事務所で政治資金監査を実施しなかったものでございします。その中で、記載例で示している定型的な理由のものが136件ございまして、それ以外の48件が②のところに書いたものでございします。

表側にそこに書かれた理由を書かせていただいております。「効率的な実施のため」というようなことで、簡単に書いてある例とかでございします。ただ、実際行われた場所を見ますと、監査人の事務所とか、会計責任者の事務所、また同一の国会議員関係団体の事務所ですとかが場所となつてございしますので、例えば「効率的な実施のため」の項の中で、同一の国会議員に係る団体の事務所であれば、①の・の2つ目の「効率的な実施のため」

としていい団体だと考えられますので、やはり理由記載をもうちょっと書いていただければというふうなことだと思います。ですから、理由の記載が不十分だけれども、もっと書いていただければ別に適正かなというようなことが推測される事例だと思います。

2ページでございます。主たる事務所で監査を実施したものの、定型的な記載でなかったものの事例を挙げてございます。「主たる」の記載がないもの、また主たる事務所の住所が記載されて、「主たる事務所」といった記載がないもの、また③、④は主たる事務所に加えて、ほかの場所を書いたということでございます。

Ⅲの監査の結果でございます。1号の監査事項でございます。保存書類でございますが、保存された書類が列記されず、保存されている書類が不明なものが9件ございます。それから②、支出がゼロにもかかわらず、領収書等や徴難明細書等が列記されているものがございます。また、会計帳簿の記載がないもの、支出があるけれども領収書等の記載がないものがございます。振込明細書が記載されながら、徴難明細書等の記載がないものも28件ございました。

また、監査の結果(2)、第2号監査事項、会計帳簿の記載状況、支出の状況を記載しているかどうかといった監査事項でございますが、支出の状況の記載がないものが5件ございました。指摘された記載不備の事項の種類の内訳を調べてみますと、住所が13件、支出の目的が3件、以下というふうになってございまして、住所というのが記載不備の種類として結構挙げられていることがわかると思います。それから、会計帳簿が備えられていない旨の記載があるものもございました。

3ページに行きまして、監査の結果、(3)第3号監査事項でございます。収支報告書の記載が関係書類に基づいて記載されているかどうかということでございます。これについても、確認書類として振込明細書が記載されながら、徴難明細書等の記載がないものが27件、支出がありながら領収書等の記載がないものが5件、列挙された書類が(1)1号監査事項の保存書類の記載と異なるものが14件ございました。例外的な記述がいろいろ、下記のようにありまして④に掲げております。

第4号監査事項、徴難明細書等が会計帳簿に基づいて書かれているということでございますが、(4)の記載がないものが41件ございました。その中で(1)、(3)の列挙書類から徴難明細書等がないもの、外されているものが21件ございました。また、支出がゼロのものが3件ございました。したがって、この24件は徴難明細書等がないものと推測されます。それから、②でございますが、徴難明細書等が会計帳簿に基づいて記載されて

いる旨記載がありますが、(1)(3)には徴難明細書等の記載がないものが7件ございました。

監査の結果、別記の内訳でございますが、亡失等一覧表で、高額支出の明細の一部、全部に記載不備があるものが4件ございました。それから、支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費の記載があるものが5件ございました。

次ページにわたりまして、業務制限の項ですけれども、国会議員関係政治団体名を記載していないものということで、本件団体とか貴支部、貴機構と記載しているものが4件ありました。国会議員関係政治団体と記載しているものも2件ございました。略称を記載しているものが2件ございました。

また、政治団体名に加えて、代表者名を書き連ねているとか、主たる事務所の方を書いているとかいうものを挙げてございます。

今、申し上げたそれらの中で課題を抽出しまして、その対応方針についてまとめたペーパーを挙げてございますので、資料Cを御覧いただきたいと思えます。

まず監査の概要の項でございます。(1)、(3)の書類の記載について、記載例で示したすべての書類を列挙していないものが相当数見受けられたということで、対応方針といたしましては、マニュアルにおいては、「監査の対象とした収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を記載すること」としており、その有無の確認も含め、政治資金監査の対象となるすべての書類を記載するという趣旨が十分伝わっていない可能性があるということで、(1)、(3)にはすべての書類を記載すべき趣旨を、より広く徹底する必要があるということで、今回、マニュアルを補足する見解を出していただいたらどうかと御提案したいと思っております。

2番目の監査の概要(4)の監査の実施場所の記載についての事例でございますが、理由が明確でないものが見受けられたということで、対応方針といたしまして、マニュアルではこう書いているよということが1番目の・に書かれてございます。2番目の・で、主たる事務所で行うことが基本であり、異なる場所で行う場合はあくまで例外だということで、記載例で示した例示を参考に、その理由を国民に明確に示す記載とすべきと。そのために具体例を使った研修等の実施に努めて、明確な理由の記載を再徹底する必要があるだろうと考えております。

それから、監査の結果でございますが、監査の結果(1)の保存書類や(3)の収支報告書の支出の基礎となる書類の記載についての事例でございますが、繰り返しますと、書

類が列挙されず「監査の概要」で定義された「会計帳簿等の関係書類」等と記載されたものが見受けられた。支出がゼロにもかかわらず徴難明細書等の記載があるものが見受けられた。また、(1)(3)の記載が異なるものが見受けられた。また、支出があるにもかかわらず、領収等や徴難明細書等の記載がないものがあつたということで、対応方針といたしましては、すべての支出を領収書や徴難明細書等で確認することとしており、その確認の状況の記載は報告書における重要な情報でありますので、正確な記載を徹底する必要があると考えます。

保存確認書類が少ない場合や支出がない場合の記載方法について、政治資金監査マニュアルからはこの場合の記載方法は必ずしも明確ではないところであります。登録政治資金監査人からの問い合わせ等も多かった事項でございますので、研修テキストの改訂版のコラムでは、保存の実態に応じて記載することとして具体的記載例を示しておりますが、さらに徹底を図るため、当委員会としてマニュアルを補足する見解を明らかにしていただき、研修等で徹底を図ったらどうだろうかと考えております。

⑤でございますが、振込明細書の記載があるにもかかわらず、徴難明細書等の記載がなく、監査の結果、(4)の項目記載のないものがあつたということで、金融機関が作成した振込明細書があるときは、支出目的書を作成して、その支出目的書を徴難明細書等として提出・保存する必要があり、監査の結果には徴難明細書等に該当する書類として、支出目的書を記載すべき旨を研修等を通じて再徹底する必要があるかなと考えております。領収書等徴し難かった支出の明細書等の中に、支出の明細書等の中に支出目的書が入ると法律上そう定義してあるわけですけれども、その部分を読みにくいものですから、なかなか徹底されていないなという感がございます。また、徴難明細書や支出目的書が作成されない場合の政治資金監査における対応方法についてもマニュアル上明確ではないということから、委員会として対応方法を示すべきか、検討したらどうかというのが・の2つ目でございます。

次に、(2)の会計帳簿の支出状況でございますが、記載不備がある、記載事項の種類が記載されていないものが見受けられたということで、これについては種類を明らかにすべき旨を、研修等を通じて再徹底する必要があるだろうと考えております。

(4)の記載についての事例でございます。(4)の項目記載のないものが相当数見受けられたということでございますが、このうち先ほども申し上げたように、徴難明細書等の必要ないものが半数近くあつただろうということでございますが、そういうことは推測さ

れるものの、(1)から(4)の記載が法律の監査事項に従ってそれぞれの状況を記しているという趣旨からして、(4)においては徴難明細書等が存在しなければ、その項を書かないのではなくて、存在しなかったことを明確に記載するというを徹底したらどうかということでございます。研修のテキスト改訂版のコラムの中で明確化を図ったところでございますが、さらに徹底を図るためにマニュアルを補足する見解を明らかにしていただいたらどうかと思っております。

また、2つ目の・、3つ目の・は先ほどと同じことでございます。

4番の忘失等一覧表の記載についての事例でございますが、1件1万円を超える支出の明細に記載不備が見受けられました。マニュアルの記載例の備考3に、「1万円を超える支出にあつては、氏名、住所を備考欄に記載すること。」としてございますので、この趣旨を研修等を通じて再徹底する必要があると考えております。

今後の対応として、研修等で周知すべき事項が抽出されましたので、それを①②③というふうに掲げてございますが、来年以降の監査の実施方法の研修、説明会等においてこれを踏まえながら、より効果的な研修に役立てていきたいと考えております。

また、2の取扱いを検討すべき事項について、①②と掲げてございますが、これについては今回資料3として資料を提出させていただいておりますので、これをもって委員会として見解を世に発表していただいて、監査人の統一的な運用に役立てていただけたらと思います。1月から22年分の政治資金監査がまた始まってくるものですから、この委員会で意見を出していただけたらと思っております。

資料3を説明させていただきます。政治資金監査報告書の記載についてということで、以下の点に留意して記載することが適当であるということで、監査の概要について(1)及び(3)の記載についてということで、先ほども申しましたが、すべてを記載することを明確化していただけたらと思っております。

次に、監査の結果のところでございます。いずれの例による場合でも、監査の結果は確認した会計帳簿等の関係書類の保存実態に応じて、以下に基づき記載することとして、(1)の記載についてということで、政治資金監査において保存されていることを確認した書類の名称を記載することといたします。

また、当該国会議員関係政治団体の支出の状況により、法の規定上、保存・作成する必要がなかった書類がある場合は、その旨を記載することが望ましいものであることとしたりどうかと考えております。

なお、「領収書等を徴し難かった支出の明細書等」とは、領収等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書をいうということに留意することとして、明確化を図っております。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書又は振込明細書に係る支出目的書のいずれかしか存在しない場合には、当該保存されている書類を記載することが望ましいとしておりまして、下の枠囲いに例1、例2として記載例を書かさせていただいております。

次に、次ページにわたりまして、(3)の記載についてということで、政治資金監査において、収支報告書に支出の状況が表示されていることを確認した書類の名称を記載することとして、「なお」として(1)で、保存されていることを確認した書類と基本的に一致するはずですから、一致することとしてございまして、記載例を下に書かさせていただいております。

それから、3でございしますが、(4)の記載ということで、(4)については、徴難明細書等が存在しなかった場合には、その旨を記載することとさせていただいております。具体例を下に示しておりますが、上の例が存在しなかった場合の書きぶり、また下の例が支出目的書だけがある場合です。この場合には支出目的書は記載されていた。なお、徴難明細書は存在しなかったと書いていただく。こういうことになるということでございます。

また、4番でございしますが、収支報告書に支出が計上されていない団体の場合はこう書いてくれということで、以前、委員会でも御議論いただいて、見解も一度出していただいているんですけども、さらにここで再度確認をしていただいたらと思っております。

3ページ目でございしますが、さらに5でございします。領収書等を徴し難かった支出の明細書等又は忘失等一覧表の記載不備等があった場合の記載ということでございします。実際、これは会計責任者が書くものですから、そこに不備がある。もっと直截に言えば、なかなか書いてくれない場合に、どのような対抗手段があるのかということでございしますが、政治資金監査報告書において記載例、(3)の別記に記載する取扱いとなると明確化させていただいて、ただ、具体的な記載については統一的な運用を図る観点から、政治資金適正化委員会に照会することとしたらどうかと考えております。

以上でございします。

【上田委員長】 この件につきまして御質問、御意見ございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思います。

小見山委員。



【小見山委員】 小見山です。資料3の趣旨はとてもいいことだと思いますので、これを公表していただくことはよろしいんですが、我々はこれを読ませていただいてよくわかるんですけども、1年に一度しか拝見なされない監査人の方が、もう少しやわらかくお書きになった方がよろしいのではないかなと。例えば(1)(3)の記載についてと書いてあるんですが、(1)(3)って何だったけなという形になるのではないかなというところがございますので、その辺を御配慮いただいて前文を書かれるとか、何かをしていただいた方がより理解度が上がるんじゃないかなと思います。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【村手参事官】 ごもったもな御指摘をいただきまして、どうもありがとうございます。

今、小見山委員が御指摘いただいて、御教示いただいたように、(1)(3)という言葉足らずでございますので、項目名を後につけるとか、調整をさせていただきたいと思えます。また、周知を早く図らなければという面もございますので、委員長と御相談をさせていただきたいと思えます。

【上田委員長】 文面とか、修正は私に一任させていただければやります。

【村手参事官】 では、委員長、よろしく願いいたします。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 今、御説明いただいた中で、委員限りというものの以外は公表する資料ですか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【村手参事官】 委員限りといったものの以外は公表されます。そして、資料3については、取扱いとして監査人にきちんと周知したいものですから、資料3については登録政治資金監査人の方すべてにお送りをしようかなと考えています。

【牧之内委員】 この資料2は今日公表するということですか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【村手参事官】 委員会の資料といたしまして、「資料」と書かれたペーパーについては今日公表いたします。

【牧之内委員】 そうですか。

【上田委員長】 よろしゅうございますか。では、この議題については御了承いただいたということで、次に第3の議題の「政治資金監査を受けた収支報告書の訂正について」及び関連する委員限り資料の説明を事務局にお願いします。

参事官、お願いします。

【村手参事官】 これについては資料4、資料5、それから委員限りの資料D、Eで御説明をさせていただきたいと思います。

まず、委員限り資料Dから御説明をさせていただきたいと思います。21年分の収支報告書が出てきて、その訂正の状況について委員限り資料でとりまとめたものを御覧いただきたいと思います。

1が総務大臣届出の政治団体ということでございます。

(1) 収支報告書の支出に係る訂正ということで、訂正願いの数が878団体のうち、156団体から延べ164件提出されたということで、結構訂正が多いということがわかりになると思います。訂正内容による分類ということで、③のところでございますが、支出の実態を変更する訂正を行った団体が28団体、支出の実態に影響しない訂正を行った団体が128という状況でございます。

2ページ目でございますが、政治資金監査報告書の訂正について御報告を申し上げたいと思いますが、これは訂正願いの数が56団体でございます。その中で形式的な修正・訂正をいたしましたのが44団体、実質的訂正をしたものが12団体、括弧で書いてございますが、収支報告書の実質的訂正に伴うものが2団体ということでございます。

2番目のところで、都道府県選管の届出の政治団体についてもアバウトな調査をしてみました。選管にお電話して、どんな状況かということをお聞きいたしました。

3ページ目の表で御覧いただきたいんですが、表側の収支報告書の支出に係る訂正を行った団体の割合ということで、大半が該当というのが21選管あったということで、結構多いというように御覧いただけるかと思えます。

表頭の②でございますが、実質的な訂正を行った団体の割合はその中でも少ないかなということが御覧いただけるかと思えます。

また、(2)政治資金監査報告書の訂正については表のような状況でございまして、また収支報告書の伴う実質的訂正は全国で2団体だったという状況でございます。

まず、そのことを踏まえていただいて、資料Eが今年の2月、平成21年度第6回委員会の資料でございます。この時点で訂正についていろいろ議論していただいて、まとめているんですが、それについて部内でもいろいろ検討をいたしまして、実際上こういう見解を出していったときに、どのような形で現場が動くのかといったことで、現場の御意見もお聞きしながら考えて、資料4を御覧いただきたいと思いますが、4のような

形で出していったらということで御提案を申し上げたいと思います。

1の問題の所在のところはほとんど変わってございません。言葉を選んでマイルドにしである点がございしますが、例えば「問題点」を「点」ということで、「点が指摘されている」としたり、また「不徹底」ということを「確認を受けてない支出の存在」としたり、語句を変えただけでございまして、内容に訂正はございません。

2番目の「収支報告書提出後の訂正における登録政治資金監査人による確認について」の項でございします。Eの資料からちょっと訂正をしてございします。まず1行目から「訂正における政治資金監査の取扱いについては、政治資金規正法上規定されていない」。こまでは同じでございします。

続いて、「支出の内容に係る訂正がある場合に」ということで、ここで「内容」という言葉をつけ加えさせていただいておりまして、軽微な訂正が結構な数ある、収支報告書の訂正があるということで、一々振り仮名を打ってないとか、区名が抜けていたとかいうものまですべて報告書をつけていくのもどうかという感がありますので、「内容」という言葉をつけさせていただいております。

「係る訂正がある場合に」ということで、「国会議員関係政治団体が、収支報告書の訂正内容について登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることは、収支報告の適正の確保と透明性の向上を図る観点から適当であると考え」というようにしております。前回の資料Eにおいては、国会議員関係政治団体はそうした書面を提出することが適当であると書いていたんですけども、まずはそうした国会議員政治団体が受けることが適当という理念をどのくらい打ち出すかということですけども、懸念としては、こういうことが適当だということになりますと、それ以外の団体、やらない団体は不適当だという御批判をマスコミ等からも絡んで受けることになるだろうという感があるということで、ただ、一方で、窓口で實際上、国会議員関係政治団体だけを抜き出して、その支出の内容の訂正に伴って政治資金監査報告書が出てないとすると、それはどうなりましたかと聞くのもなかなか難しいなど。また、政治資金監査報告書が出てこなくても、法律上の義務ではないので、受け付けざるを得ないこともあるということで、そういったことが隘路だなという意見がございました。

また、政治団体側にすべからくこの扱いを周知する術がないことも隘路だなということで、現場において訂正しに来たときに、いろいろ問題になることもあるのかなといったことが懸念されるということから、このような形に変えたらどうかという御提案をさせてい

ただいております。

それから、「しかしながら」として、「現状では、国会議員関係政治団体が登録政治資金監査人の確認を自主的に受けたことを証する書面を提出しようとしても、その場合の方法や取扱いが明らかでないことから、従来どおりの手続きにより収支報告書の訂正が行われている状況」ということで、今後として「(1)の問題意識を踏まえ」とさせていただいております。

現実には、先ほど見ていただいたように、結構多くの収支報告書の訂正が出ているんですが、ほとんどの団体が監査報告書をつけていないという状況が今現にあります。何もなく、こういう適正・不適正の議論をしますと、今、監査報告書がついてない政治団体については不適正だという議論が巻き起こるといっても心配されるところでございますので、こうした形で、現状ではこうこうこうだから、政治団体は対応できていないんだという、今後という形で取扱いを示していったらどうだろうかという観点で入れてございます。

「今後」の後ですけれども、(1)の問題意識を踏まえ、訂正がある場合に、「国会議員関係政治団体から、収支報告書の訂正の時点又はその後において」としてございます。このところも変えた部分でございまして、「収支報告書の訂正の時点又はその後において」ということで、後でもいいよということを言ってございます。實際上、収支報告書の現物は選管なり、総務省にあるということになりますので、確認できる書類が事前では訂正願ということになります。また、後であれば訂正されたものの写しということになると思いますが、そのどちらでもいい取扱いとしたらどうかと。現実には収支報告書の訂正が先にあって、それをきちんと証明する意味で後で監査報告書が出てきても、それは国民の目に明らかにする観点から望ましいということで、後でもいいという取扱いとさせていただいたらという御提案です。

それから、「おいて」の後ですけれども、「当該訂正後の支出全体の状況又は当該訂正内容について」ということで、これについても「当該訂正後の支出全体の状況」というのをつけ加えさせていただいております。前回は訂正内容について確認をしたらいいという形になっていたんですけれども、訂正された後の収支報告書を全体として再度洗いがえの形で監査することも全然妨げるものではないのではないかとという観点で、「訂正後の支出全体の状況又は当該訂正内容について」とさせていただいております。

あとは同じなんですが、「登録政治資金監査人による確認を受け、確認を受けたことを証する書面が提出された場合には、訂正の申出先である総務省又は都道府県選挙管理委員会

においては、既に提出された政治資金監査報告書と同様に、収支報告書と併せて閲覧・写しの交付の対象とすることが適当である」としてございます。

「登録政治資金監査人においては、この確認は、政治資金監査と同様の方法により実施することとし」、この辺は同じでございます。「その結果について」は、ここからつけ加えた部分でございます。訂正後の支出全体の状況について確認した場合は、政治資金監査マニュアルの記載に準じて、表題を「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」とした書面を作成すると。一方、また訂正内容について確認した場合は、別紙の記載例に従って「訂正に係る政治資金監査報告書」を作成し、国会議員関係政治団体に対して、報告することとすることが適当であるとしてございます。

ここで前回のと違ったところは、前回のものは訂正内容を確認したものを訂正内容確認報告書という形で、政治資金監査報告書という法律上の文言とは別個の文言を付して、事実上の書面だということをやより際立たせていたんですけれども、政治資金監査報告書という名称の方がよりなじみやすい、また選管にとっても扱いやすいのではないかといったことから、全体について監査をした場合は「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」、また内容について確認した場合は、「訂正に係る政治資金監査報告書」とさせていただいております。

なお書き以下は同じでございますが、上記の確認を行う場合、通常の記載例に当てはまらない場合は、記載方法について政治資金適正化委員会に確認することとさせていただいております。

それから、「また」としてございますが、「1（2）の問題意識を踏まえると」ということで、1（2）の問題意識と申しますのは、監査報告の対象となった収支報告書と訂正後の収支報告書との関係にだんだん齟齬が生じてくるということでございますが、そのための解決策として、前回のペーパーでは訂正された痕跡、日時とかを残しておこうという方向で検討できないかということで書類を作成していたんですけれども、実際調べてみますと、先ほど御報告申し上げたように、訂正が非常に多いということで、その状況の痕跡をすべて残すことはなかなか難しいと。また、国会議員関係政治団体だけ残すというわけにもいかないので、何倍もの労力がかかってくるということで、なかなか統一が図られないのではないか、もっと直截な解決方法がないかということで、今までは政治資金監査報告の監査対象となった収支報告書を添付することはだめだと言っていたんですけれども、それを添付する取扱いをしたらどうかと考えを改めまして、ここに掲げてございます。

「また」以下ですけれども、「1（2）の問題意識を踏まえると、政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書の対応関係を明らかにするため、登録政治資金監査人は、政治資金監査報告書の一部を構成するものとして政治資金監査で確認した収支報告書の写し（支出に限る。）を添付することとして差し支えないものとする」としてございます。

これに伴って資料5でございますけれども、政治資金監査に関するQ&Aの改定ということで、今、政治資金監査報告書を作成するに当たって、収支報告書の内容が対象となった、確認した収支報告書の内容が明らかになるよう、それを一緒にして提出してはだめかといった問いでございますが、従来の回答は、それについては収支報告書の写しは政治資金監査報告書の一部を構成するものではないと。したがって、提出されてもその写しは保存の対象とならないし、交付の閲覧又は写しの交付の対象にもなりませんと回答していました。それを今回改めまして、政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書の対応関係を明らかにするため、登録政治資金監査人が政治資金監査報告書の一部を構成するものとして、政治資金監査で確認した収支報告書の写しを添付することとしても差し支えないと。

なお、収支報告書の写しは、監査報告書の一部を構成するものとして、「閲覧又は写しの交付の対象」とさせていただいております。

それから、資料4の別紙ですけれども、先ほど申しましたように、「訂正確認報告書」という表題を「訂正に係る政治資金監査報告書」に変えさせていただいております。

柱書きのところすけれども、「平成×年に係る」ということで、前回のマニュアルに沿った形で、前の資料Eでは何月何日から何月何日までと書かれていたものを「平成×年に係る」ということで、マニュアルの改定に伴った書きぶりに直してございます。

それから、2行目のところすけれども、「下記の訂正内容及び当該訂正に伴う合計の増減額」というふうに書かさせていただいて、下の「記」に個別の支出の増減だけでなく、合計額を一々全部小計とか、総額をどんどんと書きつらねていくこともむだかなということで、ここには個別の支出の訂正前、訂正後を書きいただければ済むかなということで、監査人の利便と形式審査の簡素化のためにそうした方がいいんじゃないかということで、こう書かさせていただいております。

以上でございます。

【上田委員長】 この点につきまして御質問、御意見ございましたら、どうぞ御発言い

ただきたいと思います。

小見山委員からどうぞ。

【小見山委員】 今、2つの訂正に関する監査報告書についてお話を承ったんですが、1つ目の支出全体の状況を確認したという監査報告書についてなんですが、訂正があったために全部支出を確認し直さなくてはならないという事実は出てくるんですか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【村手参事官】 団体の事情によって、また訂正内容によってどちらも選べる形にした方がいいかなと思って、どちらの場合でもいいですよと書いたものであります。

【江村事務局長】 ちょっと補足いたします。前、監査をやられた登録政治資金監査人と事後やられる方が別人であれば、それは例えば全体の差しかえであれば、全部一から領収書を確認することになるかと思いますが、前やられた方が、同じAさんが訂正にかかわって全部を出しかえる場合には、既に確認済みのところでもう一度やることは必要もないと思いますので、それも前やった事実を踏まえてでいいんですね、変わったところと併せて訂正いただければいいのかなと思っております。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 資料4の1枚目のペーパーの下から3行目以下を除いて、それまでの間に書かれていることは、基本的に2月の第6回委員会の資料に戻すべきであると私は考えます。

今、資料4で説明がありましたが、既に2月の第6回委員会でこの訂正についての原案が出されて、このときには議論もなく、ただし訂正というのは制度上のものじゃないから、それがあり得るというのを前提にして、収支報告、また監査報告を受ける前にこの考え方を出すのはちょっとまずいんじゃないのかということで、報告が出てからこれは取り扱いましょうということで置いてあったわけですが、それに比べて今回出てきたものは、先ほどいろいろ理由が述べられましたけれども、言葉がきつくなりますけれども、非常に腰が引けていると思います。

そもそも収支報告書の訂正というのは制度上のものではなくて、事実上、選管なり総務省がそれを受け入れているということで、例えば微細なものについてまで絶対だめですよということではできないでしょうし、それからどこまでだったら受け入れられるか、受け入れられないかという判断を選管なり総務省がすることも難しいでしょうから、事実上、訂正があればそれは受けているということではありますが、本来の建前としては、そういう訂

正などはないものということできているのが現在の法律ではないのか。だから、時間がたてばそれは虚偽記載になるし、訂正をしても報告の時点において虚偽記載ということも成り立ち得るわけです。そういう代物を、今度、監査制度ができて、収支報告書そのものの訂正があり、最初に監査報告を受けたものと内容の異なる収支報告が出てきたのに、監査を受けなくてもいいような見解をこの委員会が出すということではできないのではないのかなというのが私の意見です。

以前の2月3日の収支報告書の訂正についてというものは、参事官はほとんど説明しませんでしたけれども、冒頭の一番締めのところ、「以下のような点が指摘されている」と。これはだれが指摘されているのかわかりませんが、前の案では以下のような問題点があるということで、委員会の意思として問題点の指摘をはっきりとしているわけです。そして、書いてあることも、表題と中身が非常にはっきりわかる。前の方が何が言いたいかということが。

それから、2につきましては、一番の問題は自主的に監査を受けることは適当だという形に変わっておりまして、以前はそういう訂正があった場合には、監査を受けて提出をするのが適当だと書いていたわけですが、そこが大きく後退をしているということでありまして、これは私は再考を願いたいと思います。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【村手参事官】 貴重な御意見を伺いまして。まさに前回の委員会で示した資料と今回示した資料4との差でございますが、それをどのようにしていくかといったのは、もちろん委員の皆さんの御論議を賜りたいと思います。

多分、2の1段目のところですね。特に自主的に受けることは適当であるという表現ぶりのところが前回と異なっているということで、御指摘をいただいたものと思っております。ここの書きぶりについて、先ほどの申し立ても踏まえながら、委員会として考え方をお示ししていただければと思っております。

【上田委員長】 松崎課長、どうぞ。

【松崎政治資金課長】 もともとの案にもかかわった立場であれなんですけれども、私どもの実務としては訂正願が出てきた場合には、訂正事項について監査人の方の確認を受けていようがいまいが、訂正は受け入れざるを得ないと。実務としてはそうなると思われまます。それは法律上、監査を受けなきゃいけないということになっておりませんので。そうなったときに、ただ、監査人の確認を受けることが適当だということがあまり前面に出



ますと、それを受けないまま訂正したこと自体が不適當なんじゃないかとか、そういうことを言われますと、実務としては回っていきませんし、それを政治団体に対して監査人の方の確認を受けてきてくださいということを法律の根拠なく指導するということは、これもまた現場の対応としては非常に困難を伴うのではないかと。そういうこともありまして、法律にはそういう根拠がないということで、また政治団体の側は訂正は支出にかかわることも含めていろいろやってこられますので。

ただ、政治団体の中には自分のとこできちんと監査人の確認を受けたいと。その上で訂正をしたいというところもありますので、そういったところをきちんと受け入れてやっていく。実務としてはそこまでではないか。それを超えて監査人の確認を受けてもらうような方向に私ども総務省としてやっていくこと、さらに都道府県選管にもそれを求めることはなかなか難しいなということがございます。

【上田委員長】 要するに今の牧之内委員の話もよくわかるんですけども、今、実務を預かっている政治資金課長の話も私はよくわかるので、この辺をどうやって調整するかという話なんですけれども、いずれにしてもどっちみち法律の規定、根拠がないことなんです。

【牧之内委員】 法律に根拠がないがゆえに、あいまいな形にすることはかえって悪弊を残すと思います。法律に根拠がないから、今、現場が非常に困ると言いますが、それは法律に根拠のないことを今現に受理しているわけですよね。そうですね。

【松崎政治資金課長】 はい。

【牧之内委員】 それで、今回は、この委員会から、訂正があった場合はちゃんと監査も改めて受けて出すように言われていますのでということ言って、それでも法律に根拠がないんだから、おれは出さないというふうになれば、それは政治団体の判断じゃないですか。だから、法律に根拠がないと言われたら困るので、そういうことは言えないので、自主的に持ってきたらそれを受けるとし、自主的に出さなかったらそれも致し方なく受けるというのはちょっと。それをこの委員会として認めて、それで結構ですよということは、この監査制度はいろいろ問題がある監査制度であるけれども、実質、監査制度を無にしてしまうようなことになってしまうと思います。

【上田委員長】 谷口委員、どうぞ。

【谷口委員】 私、御説明をいただいたときに、今回の改定は前回のところでは収支報告書を新しくつけてきたときに、そういう余計なものをつけるなということになっていた

のを今回はつけてもよろしいというか、つけても受け入れるというふうに、前回より踏み込んだ印象を受けていたものですから、今の牧之内委員の御意見を聞いて、むしろ逆であるという見解を承って、ああ、なるほどというふうに思いました。実際やることというのはあまり大差がないと思いますので、この資料4の表現についてはなお御調整をいただきたいと思います。

それと関連して申し上げたいのは、この問題のそもそもの根源は政治資金規正法上に訂正の定めがないところに生じているわけで、だからこそ当委員会としても困っていると。だから、そこを何とかすべきであるということは建議に至るかどうかはともかくとして、先ほどの政治資金の収支報告及び公開に関する重要事項の最後の部分にでも、そういうことで困っているんだということは明記をして、当委員会として発信をしていくことが重要だと思いますので、そちらの方も併せて御検討いただきたいと思います。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【村手参事官】 法律上の話については、先ほどの議題1の議論の中で取り上げていく方向で考えていきたいと思います。この内容については、多分にここの表現ぶりについて御論議いただいて、できればおまとめいただければと思っております。

【上田委員長】 小見山委員、いかがですか、これ。論点が……。

【小見山委員】 これは私は牧之内委員のことには非常に理解している次第なんですが、法律上に規定されていないことを今現在やっている。それをまた我々のこの委員会でもう一度そこに焦点を合わせて考えたということですので、あまりやわらかい雰囲気を書く、それがそのまま通ってしまうのは非常に困るなというのが実感です。

それから、逆にそれを知って、監査人に対してはある1つの収支報告書を出し、それが監査が終わったら、また改めて違うものを出すという形で、監査をすり抜ける手段になるのは嫌だなということだけです。ですから、谷口委員のおっしゃるように、こういう問題があるよという提起をすると同時に、このことについてはあまり弱く言うのもつらいんだなというふうに今思いました。今まではそういうふうに思っておりませんでしたけど。

【上田委員長】 松崎課長。

【松崎政治資金課長】 先ほど牧之内委員から、訂正願も法律に根拠がなくやっているじゃないかということですが、訂正願は政治団体の側が訂正をしたいということで出してくるものであって、私どもが訂正をしろということで提出命令を発して、何らかの義務付けをしているものではありません。これに対して今回もし確認をしなければ訂正を受けない

ということは、確認自体を法律に基づかずに政治団体に対して義務付けるような形になりますので、そこは訂正願に法律の根拠がないということと、確認をきちんとしないと訂正ができないということは、政治団体に対して新たなことをさせることになりますので、政治団体の側がどういうふうを受けとめるかというのちょっと考えなければいけない点ではないかと思います。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 仕組みはそもそも訂正があっちゃいけないんです。こんなにいっぱい訂正が出ているのはおかしいんですよ。

それで、法律上の義務が云々と言いますけれども、もちろん法律に書いているわけじゃありませんので、これがなければ受理しちやいけないとかって書くわけじゃないんです。委員会としては、こういうふうには訂正がある場合には、ちゃんともう一回その部分は監査を受けて、その収支報告書を出すべきだと。それが適当だという見解を示しているわけですから、その見解を受けて事務レベルがどう動くかということであって、受理をしちやいけないとかいうことを言っているわけじゃありません。そのところはこれを出したら事務レベルが非常に困るとか、政治団体と非常にあつれきを生じるとか、そういうふうにする必要は全然ない。逆に、政治団体に対しては、委員会からはこういう見解を受けていますのでということ注文し、それでも引かないんだったら、しょうがないじゃないですか。それは法律のようなものじゃないんだから。それはその政治団体がそういう行為をすることに責任をとればよいということだと思います。

【江村事務局長】 ごもっともかとも思いますけれども、適正化委員会としても法律の根拠がなく、事実上の義務付けをすることについてどうかという、直接政治家等に問われたらこちらへのはね返りといいますか、だから逃げるというわけではもちろんございませんけれども、事実上にして、そういう義務付け的な方向性を示すにはそれなりの配慮が必要ではないかということで、スタンスは示しつつ義務ではないというところを自主的という言葉で表現しているのが現実でございます。

【谷口委員】 確認のため伺いますが、資料E、第6回委員会資料のところをどこをどう読むと、それを義務付けているような印象を与えるんでしょうか。

【上田委員長】 2の最初のパラグラフの「適当である」というところじゃないですか。違いますか。

参事官。

【村手参事官】 御議論いただきましたのは、提出することが適当であるという、2の1番目のパラグラフですけれども、すべからく国会議員関係政治団体は確認を受け、その書面を提出することが適当であると書いてあったのですけれども、資料4のところでは確認を自主的に受けることは適当であるということに変わっているということで、その違いを御指摘いただいていると認識しております。

【上田委員長】 「自主的に」というところが入ったということ、適当であると考ええるという、これが入ったところは。

【牧之内委員】 「受けることは」なんですね。

【上田委員長】 政治資金課長、どうぞ。

【松崎政治資金課長】 谷口先生からの御質問で、資料Eの委員会限りの資料の前回の資料のところでは、総務省、選管に提出することが適当であるということで書いていて、さらに「また」があって、その末尾のところ選挙部において選管に周知し、運用を統一していくというところは、結局、上のことをいろいろ受けて、訂正手続自体に対応していかなければいけないのか。確かに明確にこのとおり提出させなければいけないという記述ではないんですが、全体として読むと、そういうものを提出してもらうように現場では対応しなければいけないということにはなろうかと思っていました。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 前の資料の1ページの一番最後にこだわりがあるのであれば、それは修正されていいんじゃないでしょうか。今回の案のように、周知を図りたい、訂正手続の運用の統一を図りたいというところが強くて、非常に義務化されて、これで事務レベルが困るんだというのであれば、そこらはそれこそいくらでも修文の可能性はあると思いますけど。

【上田委員長】 最初、参事官から説明がありましたように、適当であると言い切っちゃうと、今度はこれに従わなかったら不適當な団体ということを言われかねない。そうすると、不適當というのは法律に基づかない不適當だから、その辺の据わりが悪いんじゃないかというたしか御説明だったと思いますけれども、その辺は牧之内委員、どうやって御覧になられますか。

【牧之内委員】 訂正することがそもそも不適當なんですよね。要するに収支報告書についてちゃんと監査報告を受けて、それを提出しなさいとなっているのを、監査報告を受けてないほかの収支報告書をつくって、それを受けないまま出すわけですから。そうする

と、何のための監査制度なのかと。その部分は監査制度が飛んでしまうんです。それをこの委員会では認めるわけにはいかないでしょうと。

【江村事務局長】 御見識かと思えますけれども、本当の正論で言えば、それこそ政治資金規正法に収支報告書の訂正手続と併せて監査報告書の訂正手続、これはびっちり書くというのがある意味正論かと思えますけれども、それが無い状況で収支報告書の訂正が事実上行われているところは確かに据わりが悪いわけですが、そのときにこちらの方だけをしっかりと書くというのは、むしろそちらが事実上であれば、こちらも事実上のものにならざるを得ませんものですから、監査報告のところだけを縛り過ぎる形で書くのは、もちろんそういう形で出していただくのは望ましいという評価は当委員会としても当然かと思えますけれども、義務付けではないと言いつつ、やるべきだとまで広く言い切ることにについては若干ちゅうちょがあるということなんですけれど。

【牧之内委員】 ちょっと待ってくださいね。だけど、逆に極端な例を考えてみてください。報告をした後、大きな事実誤認がありましたとわかって、それで報告を訂正しますと。それで、当然収入も変わるから、支出も大きく変わりますと。それは監査を全く受けずに提出されましたと。そうすると、前の監査というのは何なんですか。この監査制度は何の意味を持っているんですか。だから、先ほど委員長が言われたように、適当であるという、出さないものは不適當だということになってしまいますよねと。そのとおりであります、今の場合ですと、自主的に出すことは適当だと言っていますから、出さないことだって構わないよということを暗に言っていることに通ずるわけです。

【江村事務局長】 制度に定めはないわけですが、それはやむを得ないということかと思えますけれども。逆に申しますと、こういう「出すことがいい」という見解を委員会として示している中で、特にそういう大きな収支報告書の訂正がいろいろな世間的な議論の中で出されているときに、「受けることは適当」という表現であるにしても、こういう見解があるときに、あえて「義務付けじゃないから、私は出しません」というようなことが事実上生じるかということ、それはこれをどう変えようと、ちゃんと「そういう訂正があれば、『こういう手続でちゃんと改定版の訂正にかかわる政治資金監査報告書を受け付ける』というのがあるながら、なぜあえて受けないのか」という話になろうかと思えますので、事実上の実効性は十分担保されるんじゃないかと思えますけれども。

【上田委員長】 今、現に出された収支報告書の支出の内容にかかわるもので、訂正の申し出があったのはあるんですか。参事官。

【村手参事官】 総務省所管分でも2団体、都道府県選管で2団体ということで。

【上田委員長】 それは監査人の監査……。

【村手参事官】 監査報告書が提出されたということです。

【上田委員長】 監査報告書がついているわけですか、訂正に。

【村手参事官】 それが4と。

【上田委員長】 だから、今のところは大きく支障は生じてないんですね。

【村手参事官】 支障がどうか。

【上田委員長】 訂正の申し出があって、監査人の訂正に係る監査証明書が出ているわけですか。

【村手参事官】 4団体だけが。あとは出てきてないという状況です。1つの懸念は、今、そういう状況のものを不適正だと言われたくないということで、先ほど申しあげました「しかしながら」のところ現状はこうで、何も指針がないんだから、しょうがないじゃないかと。今後こうしてくださいよという表現にさせていただいております。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 現実にも収支報告書が出てきて、そして一部訂正があると。それについて事前にこういう見解を出してないわけですから、それについては今年度に限っては今の現状を追認していかざるを得ないと思います。だから、今後ということで、このような状況を踏まえて、委員会としては今後こういう見解を持ちましたので、各選管等にはそれを周知してくださいということでもいいんじゃないかと思えますけど。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【村手参事官】 2の1段目の「確認を自主的に受けることは適当であるとする」のところを練っていただいと。このくらいの表現で委員会として理念を示すならいいではないかという書きぶりというのは、いただければありがたいんですけども。

【上田委員長】 谷口委員、どうぞ。

【谷口委員】 このような形で議論が提起された以上は、第6回委員会でもしこれをそのまま我々が受け入れたということになると、第6回委員会での議論の内容から後退することを認めたということに議事録上なります。そうすると、それとしては、我々としてなかなか首を縦に振りがたいということはあるかと思えます。

他方で、法律上訂正という制度がない以上、それを法律に基づいた義務付けであるかのような誤解を与えるおそれがあるという議論にもそれなりの根拠があるわけであって、お

そらくは前者の後退をしたという印象を受ける一番最たる原因は、この「自主的に」という表現なんだろうと思うので、まずはそこを削っていただくと。他方で、「適当であると考ええる」というのは法律に基づいて適当であるというのではなくて、我々がそういう見解を示したんだということで残すのが1つの案なのかなと思います。

その後ろの「選挙部においては云々」のところについては、牧之内委員の御意見を賜りたいと思います。

【江村事務局長】 具体的に申し上げますと、2の第1段落の4行目でございますけれども、ただいま谷口委員から御示唆いただきました確認後の後の「自主的に」というところと2段落目の「自主的に」というところ、この2カ所を削除するという見解でよろしいですか。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 私は意見だけ言っておきます。私だけでここで時間を引き延ばすわけにはいきませんので。制度上のものではないので、義務上のものではないという意味で、「自主的に」という言葉を残すことには異議ありません。逆に、「自主的に受けることが適当だ」というふうに修文をしていただきたいというのが私の意見です。

【谷口委員】 「考える」の方ですか。

【牧之内委員】 「考える」は残していいですよ。「確認を受けることは適当だ」ではなくて、「受けることが」、そこに「自主的に」が入ってもいい。「確認を自主的に受けることが適当であると考ええる」。

【上田委員長】 「は」と「が」の違いですか。

【牧之内委員】 はい。

【村手参事官】 委員会としてそう決めていただければ、そのような形で。

【牧之内委員】 政治資金課長の御意見を聞きたい。

【松崎政治資金課長】 「受けることは」が「受けることが」になっても、それは委員会としての御見解だと受けとめられるかと思っております。そこは「自主的に」をどうするかも含めて。

【上田委員長】 谷口委員がおっしゃった「自主的に」をとっちゃうだけでは、牧之内委員はまだ……。

【江村事務局長】 「が」がポイントだというふうに。

【牧之内委員】 私は「が」と「は」とポイントだと思っておりますが、それはまたほか

の委員の……。

【上田委員長】 谷口委員の方は……。

【谷口委員】 別にこだわりませんので、「は」と「が」の取りかえ案で私は結構です。

【上田委員長】 池田委員と小見山委員、いかがですか。

参事官、どうぞ。

【村手参事官】 「収支報告書提出後の訂正における政治資金監査の取扱いについては、政治資金規正法上規定されていないが、支出の内容に係る訂正がある場合には、国会議員関係政治団体が、収支報告書の訂正内容について登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが、収支報告の適正の確保と透明性の向上を図る観点から適当であると考え」としたらどうでしょうか。

【上田委員長】 牧之内委員、いかがですか。

【牧之内委員】 ほかの委員の方がよろしければ、私は矛をおさめます。

【上田委員長】 「が」という字がやたら多くなって、文章的におかしくなっていましたね。

【牧之内委員】 文章的にはそうですね。

【上田委員長】 意味はわかるんですけど。

【小見山委員】 ここは委員長一任ということでいかがでしょう。

【江村事務局長】 今のところを。

【村手参事官】 基本に。

【上田委員長】 では、今、参事官がおっしゃった線でまとめたいと思いますので。

【村手参事官】 では、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

【上田委員長】 ほかの点でその他御質問、御意見ございましたらどうぞ。よろしゅうございますか。

じゃ、次に資料8の説明を事務局にお願いします。

【村手参事官】 その他の議題ですけれども、資料8を先に御説明させていただきたいと思います。

「政治資金監査報告書の訂正について」ということで、今は収支報告書の訂正に伴って政治資金監査報告書を訂正するという御議論だったわけですけれども、会計責任者が政治資金監査報告書を提出した後、政治資金監査時点での政治資金監査の対象となった事実に変更はないんだけど、政治資金監査報告書の記載誤りなどによって監査人が訂正を行



おうとする場合の取扱いについて、結構問い合わせが寄せられています。この場合の取扱いについて見解を示してあげる必要があるということで、この場合、会計責任者が政治資金監査報告書の見え消し・追記等により訂正を行うことは適当ではなく、登録政治資金監査人は訂正理由及び訂正箇所を明らかにした訂正願に訂正後の政治資金監査報告書を添えて、国会議員関係政治団体に提出し、当該訂正願の提出を受けた国会議員関係政治団体の会計責任者が、総務省又は都道府県選管の所定の手続きによって訂正を申し出、訂正後の報告書を提出する取扱いとすることが適当であると考えます。訂正願の例は別添はとおりでありますので、参考にされたいとして、2ページ目に訂正願として、平成〇年分の収支報告書に係る何日付けの監査報告書について、下記理由により訂正の必要が生じたことから、別添のとおりで訂正したいのでよろしく願いますという形で例を示しております。

以上でございます。

【上田委員長】 この件について御質問、御意見ございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思っております。

【小見山委員】 ちょっと小さいところでよろしいですか。訂正願の別紙なんですけど、ここには登録政治資金監査人の名前を書いて、自署押印という形になると思えます。この場合、ほかの報告書には必ず登録番号と研修修了年月日などを書かせることになっておりますが、これは全く書かなくてもよろしいということでしょうか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【村手参事官】 この訂正願に訂正後の監査報告書をつけていただく。そこにまた同じように自署押印していただいて、登録番号を書いていただくということで、この訂正願というのは政治団体と監査人との間における書類というふうに認識しておりますので、そこまで細かく書かなくてもいいかなと考えまして。

【小見山委員】 これは公表されるんですか。

【村手参事官】 これは政治団体の間で訂正を申し出るときのための書類ということで、会計責任者は訂正後の監査報告書を、今度はまた所定の手続に従って都道府県選管に訂正願を出していく。今度は会計責任者の訂正願を出していくと。

【小見山委員】 ということは、監査報告書が2枚出てきて、一般の国民にどこが訂正されているか見比べてくださいということですね。

【江村事務局長】 下線を引くようになってございますので、見ていただくポイントはややわかりやすくはしていますけれども、御指摘のとおりで2つ見比べていただくという形

になります。

【小見山委員】 わかりました。

【上田委員長】 ほかに御意見どうでしょうか。

私から思いつきで申しわけないんですが、資料8の締めくくりの方で「適当であると考え」とあるんですが、この場合は「考える」というのは要らないと思うんですが。

【村手参事官】 わかりました。「ある」とします。

【上田委員長】 次に、第4の議題の「政治資金監査に関する研修実施要領等の改正」について、事務局に説明をお願いします。

参事官、お願いします。

【村手参事官】 政治資金監査に関する研修実施要領、実施細則というものを委員会において定めています。実施要領については委員会の決定、また実施細則については委員会に諮って、委員長が決定するというものでございます。これについてマニュアルの改正を9月にやっていただいたので、研修の内容をマニュアルに沿ったものにするように内容改正したのと、それからまた今年度から集合研修に加えて個別研修を導入しておりますので、個別研修に係る規定を入れ込んだということ、それから手続について明確化を図ったものでございます。多分に技術的内容でございますので、ざっと2ページの新旧を見ていただくと、(2)のところでもマニュアルの改定に伴って章立てが変わってございますので、その変更をしている。また、4の研修の実施ということで、集合研修と個別研修いずれかを受ける規定を入れているということで、あと5番目に手続ということで、おのおの手続をまた個別研修と集合研修の別に書き連ねていると。こういった改正を行うものでございます。

以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして御意見ございましたら、どうぞ御発言ください。では、この件につきましては御了承いただいたということによろしゅうございますか。では、政治資金監査に関する研修要領等の改正につきましてはこれで決定いたします。

次に、第5の議題の「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について」、参事官に説明をお願いします。

【村手参事官】 資料7をお願いいたします。毎回御報告してございますが、登録政治資金監査人の登録状況でございます。登録者数で見ますと、12月3日付討論分までで3,821ということで、3,800人を超える形になってまいりました。

2 ページ目でございますが、研修の実施状況、また 3 ページにフォローアップ説明会の実施状況ということで、現在の時点でのものがございますけれども、フォローアップ説明会についても多くの方に受けていただいている状況が見えていただけたと思います。

以上でございます。

【上田委員長】 この議題につきましてはよろしゅうございますね。

じゃ、次にその他の議題といたしまして、収支報告書の要旨の公表について、政治資金課長に説明をお願いいたします。

【松崎政治資金課長】 去る 11 月 30 日に平成 21 年分の政治資金収支報告の総務大臣分の要旨の概要を公表させていただきました。国会議員関係政治団体についての初めての収支報告書ということでございます。内容につきましては横長のところに集計表がありまして、あと縦に説明資料がございますが、私どもは総務大臣分の収支報告書のデータからいろいろ数字を集計して、報道機関にどういう情報を提供しているかということが、これを御覧いただければおわかりになるかと思えます。資料につきましては後ほど御覧いただければと思えます。

あと、カラーで 2 枚紙だけつけさせていただいておりますが、これは政治資金の収支報告書本体を総務省のホームページでインターネット公表している部分ですが、今年の 11 月 30 日公表分で基本的に政党本部、政党支部、政治資金団体、資金管理団体を五十音順で、またその他の政治団体を五十音順でという形で従来から公表しておりましたが、さらに点線で囲った分で、今年から国会議員関係政治団体について再掲という形で、国民の方々から見やすいようにしております。

国会議員関係政治団体は政党支部、資金管理団体、その他の政治団体の中に紛れ込んでいて、またどの団体がだれの団体なのかということが多くの方がわかりにくいということもございますので、国会議員関係政治団体の収支報告書というところをクリックしていただくと、次の 2 枚目のページが出てまいりまして、基本的に公職の候補者、現職の方、引退された方を含めて国会議員の現職であった方、なろうとする方のお名前から、その方が今回、総務大臣届出として提出した政治団体名がずらっと並んでいて、これを見ただけでだれの団体で、どうなのかという、よく連結でという御議論もあるんですが、そこまではいきませんが、全部見ることができるという形で、ホームページの方で対応させていただいております。

以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして御意見ございましたら、どうぞ御発言ください。  
谷口委員、どうぞ。

【谷口委員】 これは大変いい資料だと思います。ただ、地方分はもうまとまったので、その……。

【松崎政治資金課長】 地方分の要旨も11月末までに公表されているんですが、地方分の方は、先ほどもちょっとありましたけれども、ネット公表している団体がまだ限られております。ですから、総務大臣分と都道府県選管分を含めて、国会議員関係政治団体トータルの収支報告書をネットで全部見られるところまではいっておりません。

【谷口委員】 ごめんなさい。そういう趣旨じゃなくて、地方分も多分まとまったと思うので、できればこっちの説明資料等々を次回につけていただければという希望です。

【松崎政治資金課長】 昨日新聞には都道府県分もまとまったとあって、集計した合算の数値が出ていますが、あれは報道機関集計で、私どもの集計はもうちょっとお待ちいただいて、今月中には集計を整えて公表したいと思っております。

【上田委員長】 この件にはよろしゅうございますか。

本日の議題は以上でございますが、今後の委員会の進行等につきまして、事務局長から何かありますか。

【江村事務局長】 熱心に御審議いただきまして、まことにありがとうございました。本日、議題1の方で決めていただきました「政治資金適正化委員会における取組み及び検討状況についてのとりまとめ」でございますけれども、引き続き委員の皆様方から御意見を賜りながら、今後の委員会にお諮りさせていただきたいと思っております。

また、本日決定をいただきました「政治資金監査報告書の記載について」及び「政治資金監査を受けた収支報告書の訂正について」、さらに「政治資金監査報告書の訂正について」、この3つにつきましては登録政治資金監査人に文書等を発送するなどの形で周知徹底を図ってまいりたいと思っております。ありがとうございました。

【上田委員長】 そのほか事務局から何かありましたらお願いします。

参事官、どうぞ。

【村手参事官】 本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後、総務省8階の会見室におきまして、局長によるブリーフィングを予定しております。

本日の公表資料につきましても、その場で配付する予定でございます。

なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に明日の夕方ごろに

確認の御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【上田委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了いたしたいと思います。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。

【村手参事官】 次回の委員会でございますけれども、日程調整をさせていただきました結果、1月28日、金曜日の午前に開催させていただきたいと存じます。

【上田委員長】 本日は長時間にわたり熱心に御審議いただき、ありがとうございます。

以上をもちまして終了いたします。